

提言

「新しい公共」の実現に向けて

～NPOと企業の連携～



平成24年3月
福岡経済同友会 社会貢献委員会



はじめに

福岡経済同友会では、平成 21 年度の社会貢献委員会設置以降、社会貢献活動の先進事例等について調査・研究を行い、特に NPO と企業との連携の実態に注目し、これを進展させるにはどうすればよいか、何をなすべきかについて検討を重ねてきた。

人々の価値観とニーズが多様化した現代社会では、高い専門性と幅広いネットワークを持ち、地域に深く根ざした NPO が新たな「公共」の担い手として期待され、既にその役割を果たしている NPO も存在する。また、企業にとっては、持続的発展のために、企業自らが社会の発展のために貢献していくことが求められる時代であり、市場や社会からの支持、信頼なくして企業の存続はあり得ない状況である。その意味からも、企業が NPO との連携を図り、社会貢献活動を行うことは、より効果的と言える。

今や、NPO 法人の数は全国に 40,000 以上存在し、福岡県内でも 1,500 を超えており、地域の課題解決に欠かせない存在といえる。しかしながら、活動内容が十分に認知されていない面もあり、認知度の低さゆえに、市民、企業の理解や支援を十分に得られない面も見られる。

昨今では、NPO 法の改正、新寄付税制など、NPO・ボランティアを取り巻く環境は大きな変化を見せている。また、東日本大震災を契機に、国民の寄付・ボランティアに対する意識も大きく変わった。この大きな流れを一過性のものとせず、維持・発展させていくためには、NPO、企業、行政それぞれが求められる役割を相互に十分認識し、置かれた状況に応じて、積極的な行動をとることが必要である。

この度、福岡経済同友会社会貢献委員会では、NPO、企業、行政がなお一層の連携を図り、地域の課題を解決していくための方向性となるべき 8 つの提言を取りまとめた。行政のみに頼ることなく、NPO、企業、行政相互の連携が機能し、「民が民を支えるしくみ」づくりによって、地域の課題を解決する社会を実現するため、我々福岡経済同友会としても尽力していく所存である。

最後に、本提言を取りまとめるにあたって、NPO、企業、行政の各関係機関の皆さまから大変貴重なご意見をいただいた。この場を借りて、厚く御礼申し上げます。

福岡経済同友会

代表幹事 石原 進

代表幹事 伊藤 健二

代表幹事 貫 正義

社会貢献委員会

委員長 末吉 紀雄

副委員長 井手口 修一

副委員長 唐池 恒二

目次

I	社会貢献活動の総論と最近の動き	1
II	NPO と企業、行政との連携の現状と実態	7
III	NPO と企業の連携に向けた視点	11
IV	NPO と企業の連携に対する8つの提言	11

I 社会貢献活動の総論と最近の動き

- 1 企業における社会貢献活動
- 2 ISO26000について
- 3 新しい公共
- 4 新寄付税制とNPO法の改正について
- 5 福岡県の取り組み

Fukuoka Association of Corporate Executives

I 社会貢献活動の総論と最近の動き

1 企業における社会貢献活動

高度経済成長期

企業の社会的責任(CSR)に対する議論の始まり

- ・ 個別企業の利益が社会の利益と調和した時代の終焉
- ・ 公害問題、第一次石油危機時の便乗値上げ等に対する企業批判

バブル経済期

フィランソロピー、メセナ活動の活発化

バブル崩壊～現代

企業と社会の持続可能性を重視する、現在のCSR議論の高まり

- ・ 企業の不祥事、地球規模での環境問題の顕在化
- ・ 日本経団連1%クラブの設置(平成2年11月)

Fukuoka Association of Corporate Executives

2 ISO26000について

- 平成22年11月に発行された社会的責任に関する国際規格
- 認証規格ではなく、手引(ガイダンス)規格
- ISO26000では、7つの原則と7つの中核主題を掲げている
- CSRではなくSR(Social Responsibility)(企業だけでなく、行政、市民に対する社会的責任)

※ ISO26000の「7つの原則」と「7つの中核主題」

<7つの原則>

- ①説明責任
- ②透明性
- ③倫理的な行動
- ④ステークホルダーの利害の尊重
- ⑤法の支配の尊重
- ⑥国際行動規範の尊重
- ⑦人権の尊重

<7つの中核主題>

- (1) 組織統治 (organizational governance)
- (2) 人権 (human rights)
- (3) 労働慣行 (labour practices)
- (4) 環境 (the environment)
- (5) 公正な事業慣行 (fair operating practices)
- (6) 消費者課題 (consumer issues)
- (7) コミュニティへの参画及びコミュニティの発展 (community involvement and development)

Fukuoka Association of Corporate Executives

3 新しい公共

「新しい公共」とは・・・

「官」だけではなく、市民の参加と選択のもとで、NPOや企業等が積極的に公共的な財・サービスの提案及び提供主体となり、医療・福祉、教育、子育て、まちづくり、学術・文化、環境、雇用、国際協力、防災等の身近な分野において共助の精神で行う仕組み、体制、活動など

- 「新しい公共」円卓会議
「新しい公共」という考え方やその展望を市民、企業、行政などに広く浸透させるとともに、これからの日本社会の目指すべき方向性やそれを実現させる制度・政策の在り方などについて議論を行う
- 新しい公共支援事業
 - 「新しい公共」の担い手となるNPO等の自立的活動を後押しし、「新しい公共」の拡大と定着を図るため、国の平成22年度補正予算で事業化(87.5億円)
 - 予算は各都道府県に交付金として配分された後、各都道府県がこの交付金を活用し、平成23年度から2年にわたり、新しい公共の担い手となるNPO等の自立的活動を後押しするための取組を進めていく

Fukuoka Association of Corporate Executives

4 新寄付税制とNPO法の改正について

新寄付税制

(平成23年6月22日成立 平成23年7月1日施行)

<主な改正内容>

- 1 認定NPO法人の認定要件の緩和
各事業年度中に「3,000円以上寄付する人が100人以上」であれば、パブリック・サポート・テスト(PST; 認定NPO法人となるための要件の1つ)をクリア
- 2 寄付金税額控除制度の導入
認定NPO法人へ寄付した場合、所得税の寄付金控除が受けられる
⇒住民税と合わせ、最大50%の税額控除へ（従来方式との選択制）

<寄付控除の計算例>

年収500万円で課税所得300万円(所得税率10%)の方が10万円を認定NPO法人に寄付した場合

○所得控除 (100,000円-2,000円) × 10% = 9,800円



約4倍の
所得税還付額

○税額控除 (100,000円-2,000円) × 40% = 39,200円
(ただし、所得税額の25%を限度)

※このほか、住民税についても、最大で10%(都道府県4%、市町村6%)の税額控除が可能

- 3 個人住民税寄付金税額控除の適用下限額の引き下げ
5,000円→2,000円

Fukuoka Association of Corporate Executives

4 新寄付税制とNPO法の改正について

NPO法改正

(平成23年6月15日改正 平成24年4月1日施行)

<主な改正内容>

- 1 認証制度の見直し
 - ① 活動分野の追加
従来の17分野に3分野(「観光の振興を図る活動」「農山漁村及び中山間地域の振興を図る活動」「都道府県・政令指定都市の条例で定める活動」)を追加
 - ② 所轄庁の変更
内閣府の認証事務をなくし、認証は主たる事務所の都道府県・政令指定都市に移管
 - ③ 認証制度の柔軟化・簡素化
認証審査期間の柔軟化、社員総会の決議の省略、解散公告の簡素化 など
 - ④ 信頼性向上のための措置
収支計算書に係る改正、情報開示の充実 など
- 2 認定制度・仮認定制度の導入
 - ① 認定制度を税法からNPO法へ
 - 認定機関を国税庁から所轄庁(都道府県・政令指定都市)へ
 - ② 仮認定制度の導入
 - パブリック・サポート・テスト(PST)が免除される「仮認定制度」を導入
 - ③ 段階的な監督規定の整備

Fukuoka Association of Corporate Executives

5 福岡県の取り組み

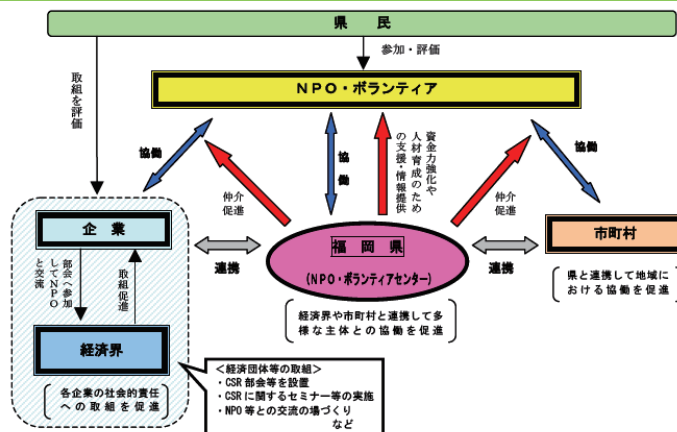
- 平成10年3月 NPO法の成立(同年12月1日施行)
- 平成11年4月 「ボランティア活動推進のための基本指針」策定
- 平成20年4月 新しい共助社会づくりを進めるため、組織再編により「新社会推進部」設置
- 平成20年9月 NPO・ボランティア団体と企業、行政との協働推進委員会設置
- 平成21年3月 提言「ふくおか発・協働社会づくり」
- 平成22年3月 「ふくおか協働ひろば」の設置
- 平成22年7月 「NPO・ボランティアと企業、行政との協働実践会議」設置
- 平成23年3月 「福岡のかたち、新しい共助社会
～NPO・ボランティアと企業、行政との協働実践指針～」策定

協働とは・・・

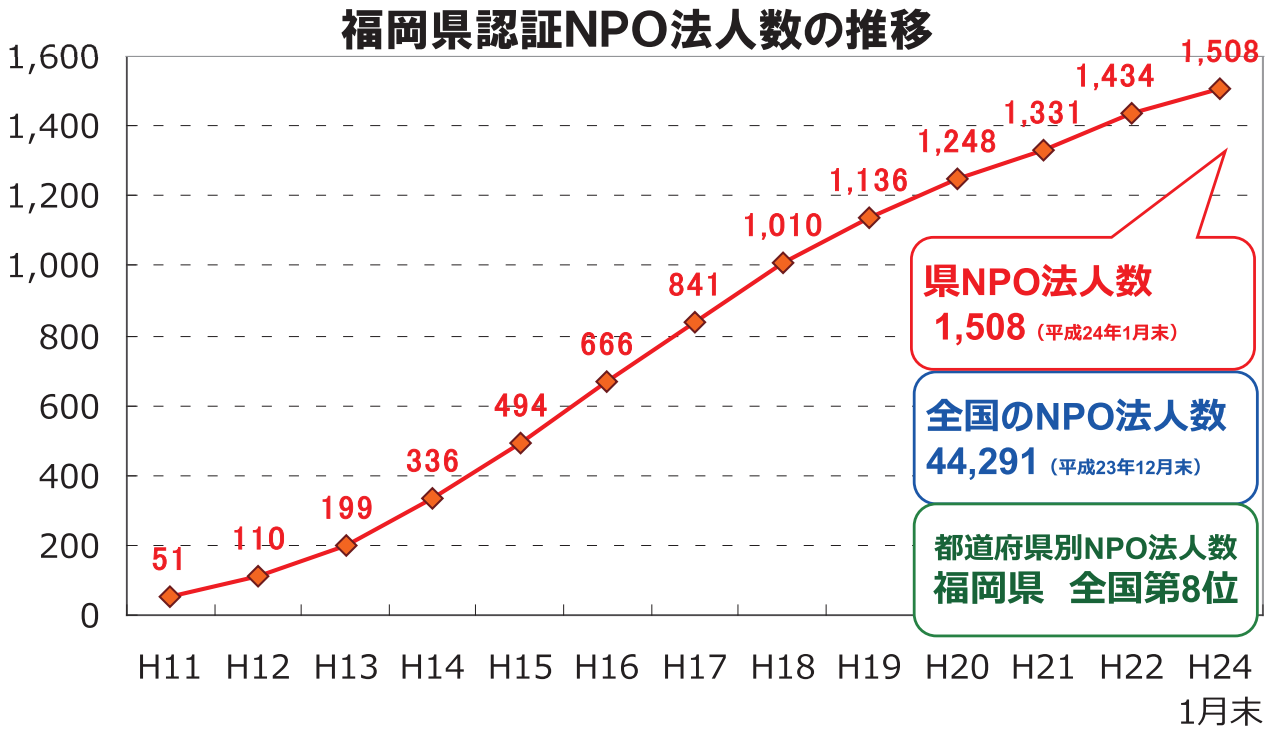
NPO・ボランティア、企業、行政のそれぞれの主体性・自発性のもとに、互いの特性を認識、尊重し合いながら、対等な立場で、共通の目的を達成するため協力・協調すること

提言「ふくおか発・協働社会づくり」のポイント

- 目標1 協働への理解を深めよう**
 - 方策1 NPO・ボランティア、企業、行政の協働への意識を高める
 - 方策2 新しい社会づくりに向けた協働への取組のきっかけをつくる
- 目標2 NPO・ボランティア、企業、行政の協働を具体的に進めよう**
 - 方策3 NPO・ボランティアと企業とがパートナーとなる仕組みをつくる
 - 方策4 多様な主体の協働により地域課題の解決に取り組む
- 目標3 NPO・ボランティアの自立に向けて活動基盤を強化しよう**
 - 方策5 NPO・ボランティアの自主性を保ちつつ資金力を強化する
 - 方策6 NPO・ボランティアの活動を担う人材の育成や強化を図る
 - 方策7 NPO・ボランティアの信頼性を高める



福岡県におけるNPO法人数の推移



(福岡県NPO・ボランティアセンター調べ)

Fukuoka Association of Corporate Executives

福岡県におけるNPOと企業との連携

今やNPOは、地域が抱える課題の解決に必要な存在。また、NPOと企業との連携も大きな役割を果たしている

○ 主な取り組み (詳細は、別紙「NPO・ボランティアと企業との連携事例」を参照)

「ホームレス自立支援活動」

(特定非営利活動法人北九州ホームレス支援機構／株式会社サンキュードラッグ)

「障がい児のための車いす用雨カバーの開発事業」

(特定非営利活動法人クックルーステップ／トヨタハートフルプラザ福岡)

「ハーブガーデンづくりを通じた個性ある人材の育成」

(特定非営利活動法人グラウンドワーク福岡／パナソニックシステムネットワークス株式会社)

「ボランティアが支える飯塚国際車いすテニス大会の開催」

(特定非営利活動法人九州車いすテニス協会)

「NPOを支える『中間支援NPO』」

(特定非営利活動法人ふくおかNPOセンター)



NPOと企業との連携は、地域の課題解決に大いに有効

Fukuoka Association of Corporate Executives

II NPOと企業、行政との連携の現状と実態

- 1 NPOと企業の連携の実態
- 2 NPOと行政の協働の実態
- 3 NPOに対する信頼性が低い
- 4 NPOの情報が入手しづらい環境
- 5 NPO・企業・行政3者の交流機会の向上
- 6 NPOと企業の連携の必要性

Fukuoka Association of Corporate Executives

II NPOと企業、行政との連携の現状と実態

1 NPOと企業の連携の実態

「NPOと企業との協働実態調査」(福岡県;平成21年度実施)より

社会貢献活動を実施したことが
ある 49.8%(473社) ない 47.9%(455社) <無回答21社、回答総数949社>



社会貢献活動の実践にあたり、NPOとの関わりを持っていることが
ある 44.6%(211社) ない 54.1%(256社) <無回答6社>



NPOと関わりがあると回答した企業は全体の2割(211社/949社)

NPOとの関わりの内容(全211社;複数回答有)

- | | |
|-----------------------------------|------|
| ・ NPOへ金銭的な支援 | 155社 |
| ・ NPOへ非金銭的な支援 | 115社 |
| ・ <u>本業を活用してNPOと連携した社会貢献活動を実施</u> | 69社 |
| ・ <u>その他、NPOと連携して社会貢献活動の実施</u> | 82社 |

NPOと連携した社会貢献活動を実施している企業は16%(151社/949社)

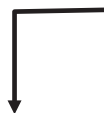
Fukuoka Association of Corporate Executives

2 NPOと行政の協働の実態

「共働に関する職員アンケート」(福岡市;平成22年度実施)より

Q. これまで担当してきた業務でNPOと共働した経験はあるか。

回答	割合
共働した経験がある	23.3%
共働した経験がない	76.7%

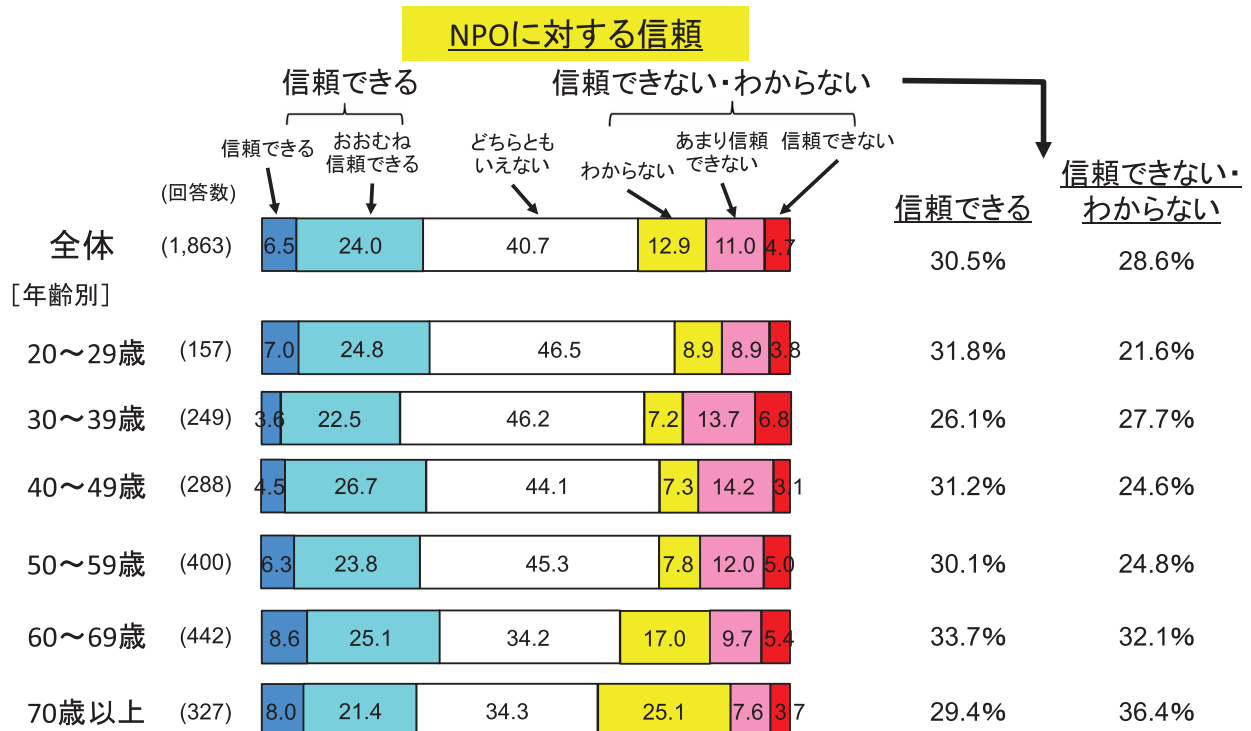


Q. NPOと共働しなかった理由は何か。(「共働した経験がない」と回答した職員のみ;複数回答可)

回答(割合の大きかったもの)	割合
共働に相応しい事業がなかったため	65.3%
共働の必要性を感じなかったため	22.9%
NPOのことがよくわからなかったため	17.9%
NPOとの共働の手法やプロセスが分からなかったため	12.8%
前例がなかったため	8.4%
信頼できるNPOの判断基準がなかったため	7.0%
課題解決に対応できる適当なNPOがいなかったため	5.2%

3 NPOに対する信頼性が低い

NPO(民間非営利組織)に関する世論調査(内閣府;平成17年実施)より



4 NPOの情報が入手しづらい環境

- 組織や活動内容、イベントや会合等についての情報が市民・企業に十分に行き届いているとは言い難い
- ホームページ上での情報整理が十分でなく、知りたいNPOに関する情報を入手するまでに時間を要する(福岡県のホームページ)
- NPOに関する情報が、提出書類をそのまま掲示しているため、一般市民・企業にとって膨大な情報を判読することは不可能



Fukuoka Association of Corporate Executives

4 NPOの情報が入手しづらい環境

「共働に関する職員アンケート」(福岡市;平成22年度実施)より

Q. NPOやボランティアが行っている市民公益活動の内容や、団体に関する情報は市民に十分伝わっていると思うか

十分である	0.2%
どちらかといえば十分である	4.3%
どちらかといえば不十分である	42.5%
不十分である	36.8%
わからない	16.0%

79.3%
約8割が「不十分」と回答

Q. NPOやボランティアの市民公益活動についての情報をどこから得たいか

市政だよりやホームページなどの市の広報媒体	70.0%
新聞・テレビなどのマスコミ	64.6%
公共施設のチラシや情報誌・ポスター	49.7%
職場や地域・学校など	23.0%
ボランティア・NPOのホームページ、メールマガジンなど	11.5%
家族や知人・友人	9.9%
福岡市NPO・ボランティア交流センター「あすみん」	4.8%

<複数回答可>

Fukuoka Association of Corporate Executives

5 NPO・企業・行政3者の交流機会の向上

- 行政主導による会議・交流イベント等の開催はあるものの、NPO・企業・行政の3者が集まる機会はまだまだ少ない
- NPOや企業は、自らが持つネットワークを活かして、関係団体への参加を呼びかけるとともに、自らも参加

福岡県の取り組み状況（平成23年度実績）

- ふくおか協働ひろば「交流会」（H23.11.16）
- ふくおか協働フォーラム
（H24.2.16 北九州：約70名参加／H24.2.22 福岡：約80名参加）
- ふくおか協働キャラバン
（H24.1.18 大野城／H24.1.23 飯塚／H24.1.25 中間／H24.1.27 久留米）
- NPO・企業による元気なふくおか共創事業「面談会」（H23.8.24）
- ふくおか協働ひろば「表彰・活動報告会」（H24.3.29）
- NPO・ボランティアと企業、行政との協働実践会議
（H23.8.31 第1回／H24.3.29 第2回）

Fukuoka Association of Corporate Executives

6 NPOと企業の連携の必要性

いま、企業に求められるもの

- 企業の持続的発展を考えると、企業自らが社会の持続可能な発展のためにどのように貢献していくかが重要
- 市場や社会から支持、信頼される企業でなければ存続し得ない



企業が地域社会の一員として社会に貢献するためには、

**「自社単独」実施よりも
NPO・ボランティアと連携した方が効果が高まる**

**NPOの持つ
優位性**

- 高い専門性
- 幅広いネットワーク
- 地域密着度の高さ（地域により根付いている）

Fukuoka Association of Corporate Executives

Ⅲ NPOと企業の連携に向けた視点

- 1 NPOと市民・企業・行政との連携のためのしくみづくり
- 2 NPOの信頼性を高める
- 3 NPO・企業・行政間の交流を活発化、相互理解の促進を図り、連携強化に繋げる
- 4 企業の社会貢献活動に対する関心を高める

Fukuoka Association of Corporate Executives

Ⅳ NPOと企業の連携に対する8つの提言

- 提言1 社会貢献活動の向上に資する取り組みの継続
- 提言2 情報を入手しやすいしくみづくり
- 提言3 中間支援NPOの育成・支援
- 提言4 NPO活動支援基金の設置
- 提言5 表彰制度の周知効果をより高める
- 提言6 息の長い交流・連携を
- 提言7 企業は身の丈に合った社会貢献活動を
- 提言8 全員参加型の社会貢献活動へ

Fukuoka Association of Corporate Executives

提言1 社会貢献活動の向上に資する取り組みの継続

- ① 地域の課題解決のためには、行政ばかりに頼ることなく、NPOと市民、企業、行政相互の連携が機能する、欧米のような文化形成が必要。
- ② NPO活動が今後、継続・発展していくためには、ビジネス的感覚が必要(事業型NPO)。
- ③ 行政は、NPOが市民、企業から選ばれるための情報提供のしくみづくりを行い、競争的環境の構築に努め、彼らの育成指導や助成などのバックアップを行う。
- ④ 企業は、それぞれの置かれた状況に応じて、自らの持つ得意分野を活かしたNPOとの協働やサポートを行う。

<提言を具現化する取り組みの例> (NPO)

- ・ PDCAサイクルの実践による事業活動の活性化

(企業・経済団体)

- ・ NPOへの人材育成・教育プログラムのノウハウ提供
- ・ 専門知識を有する人材によるNPOの能力開発支援
- ・ 企業からの提案による協働事業の実施

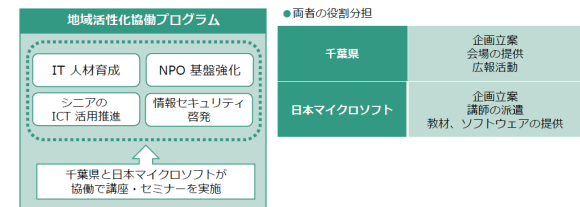
(行政)

- ・ NPOの人材育成に資する助成制度の導入
(NPOスタッフの資格取得費用助成)

<事例紹介>

「千葉県×マイクロソフト協働プログラム」(H22.2～H23.2)

- 日本マイクロソフトが企業市民活動の一環として自治体向けに展開している「地域活性化協働プログラム」を千葉県に提案し、県が協働を決定
- IT人材育成、NPO基盤強化、シニアのICT活用推進、情報セキュリティ啓発の4分野で講座・セミナーを実施



Fukuoka Association of Corporate Executives

提言2 情報を入力しやすいしくみづくり

- ① NPOは、見る側に立ち、誰もが分かりやすく、手軽に、迅速に入手できる情報提供を積極的かつ継続的に行う。特に、実施結果についての報告が必要である。これがNPOの信頼性向上への第一歩。
- ② 行政は、NPOに関する情報管理と更新に努める。また、NPOの情報発信・広報活動能力向上に資する施策を実施する。
- ③ 企業・経済団体においても、行政・NPOの情報発信や広報活動を積極的に受け入れ、社内・所属企業への周知及び参加要請を率先して行う。
- ④ NPOは、事業報告を分かりやすい形で発信し、行政はそれをチェックする立場でサポート。

<提言を具現化する取り組みの例> (NPO)

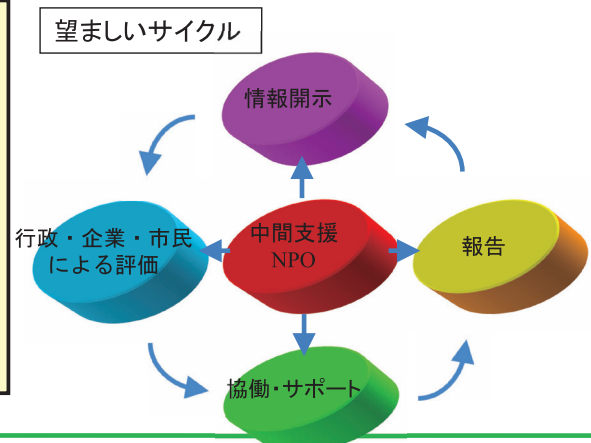
- ・ ホームページの改善(情報の整理/検索機能の改善)
- ・ NPO運営による情報ポータルサイト設置
- ・ 事業報告書等の分かりやすい形での発信

(企業・経済団体)

- ・ 社内・所属企業への周知及び参加要請

(行政)

- ・ ホームページの改善(情報の整理/検索機能の改善)
- ・ メールマガジン等の活用による定期的な情報提供
- ・ 実態調査の定期的実施と結果のフィードバック
- ・ NPOとの協働事業選定時の評価基準の定量化と公開



Fukuoka Association of Corporate Executives

提言3 中間支援NPOの育成・支援

- ① 「民が民を支えるしくみ」として、中間支援NPOの育成・助成等により、NPOを評価・支援するしくみづくりを進める。
- ② 中間支援NPOの社会的認知度は低いため、行政は対応策等の検討が必要。

<中間支援NPOとは>

市民・NPO・企業・行政等之间に立って、コンサルテーションや情報提供など、NPOへの活動支援を行うNPO

<提言を具現化する取り組みの例> (NPO)

- ・ 中間支援NPOの活用(行政や企業との協働の橋渡し)

(企業・経済団体)

- ・ 中間支援NPOの積極的活用
(情報収集、NPOとの協働のコーディネート)
- ・ 中間支援NPO向けセミナー等への講師派遣
- ・ NPOの人材育成をソーシャルビジネスとして実施
(経営コンサルティング、人材育成プログラム提供 等)

(行政)

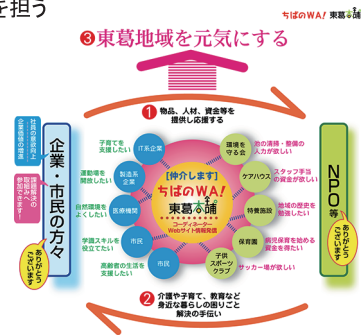
- ・ 中間支援NPOの育成支援・助成

<事例紹介>

「民が民を支える仕組み構築モデル事業」(千葉県)
県民、企業等が日常的に、資源をNPO等に提供することで、その活動を支える仕組み

「ちばのWA! 東葛本舗」

- 「子育て支援」などの地域ニーズの解決を柱に、資金・物品・人材の循環を進める
- 「コーディネーター」を育成・配置し、NPO等が必要とする資源や提供可能サービス、県民・企業等が必要とするサービスや提供可能資源、の把握から仲介までを担う



Fukuoka Association of Corporate Executives

提言4 NPO活動支援基金の設置

- ① 東日本大震災を契機に、寄付に対する国民意識が変わりつつあるほか、新寄付税制による制度緩和により、寄付文化を醸成しやすい環境が整いつつあるが、規模の小さいNPO、特に中間支援NPOでは、独自の資金調達には困難が伴うため、行政が設置するNPO活動支援基金の検討が必要。
- ② 行政は、寄付金制度の創設・拡充を行う際、寄付先の見えるメニュー提示と報告のしくみが必要。

<提言を具現化する取り組みの例> (NPO)

- ・ DM・メール配信等による、寄付者への寄付金の使途及び成果のフィードバック

(企業・経済団体)

- ・ 寄付先への結果報告の要請

(行政)

- ・ 「NPO活動支援基金」の創設
- ・ 寄付文化の意識醸成に資する頻繁な情報発信
- ・ 使途がわかりやすい寄付金制度の整備
(ふるさと寄付金制度(ふるさと納税))

<事例紹介>

「NPO活動支援基金(あすみん夢ファンド)」(福岡市)

- 寄付者が税制上の優遇措置を受けられ、かつNPO法人の財政的支援につながる制度として、平成16年度に設置
- 寄付者は支援したい分野やNPO法人を希望でき、市に登録されたNPO法人に公平・公正な助成ができる



Fukuoka Association of Corporate Executives

提言5 表彰制度の周知効果をより高める

今後、他のNPOが受賞団体を模範とする際、あるいは企業がNPOとの連携を考える際に参考となるのは、客観的な選考理由であることから、県民に開かれた選考会の実施など、より客観性のある表彰を実施すべきである。また、表彰団体は、県のHP、マスコミ等を通じて広く周知。

<提言を具現化する取り組みの例> (NPO)

- ・ 表彰への積極的な応募

(企業・経済団体)

- ・ 表彰制度の周知

(行政)

- ・ 市民公開等での受賞団体によるプレゼンテーション実施
- ・ 市民の一般投票を加味した表彰選考

<事例紹介>

「かながわボランティア活動推進基金21」(神奈川県)

- NPO等と県の協働事業や、活動促進のための支援を目的に、神奈川県が設置した基金(100億円)
- 基金運用益により協働推進やボランティア活動を助成

<基金21の3つのメニュー>

①協働事業負担金

地域に必要な公益的的事业で、NPO等と県の協働により一層の効果さらに期待できる事業の経費を負担

- 事業費用について1,000万円を上限に負担金交付
- 最長5年間(年度ごと審査あり)

②ボランティア活動補助金

地域の課題解決等をNPO等が立ち上げ、展開する事業の経費を補助

- 事業費の1/2 or 200万円(いずれか低い額を上限)
- 最長3年間(年度ごと審査あり)

③ボランティア活動奨励賞

地域への貢献度が高く、今後継続発展が期待できるNPO等を表彰

- 表彰状と副賞(団体100万、個人50万 いずれも上限)

Fukuoka Association of Corporate Executives

提言6 息の長い交流・連携を

① 行政主催の交流サロンや会議の開催回数が少なく、企業からの参加者も限定的であり、広がりがない。開催回数の増、企業参加者の新規開拓など改善を図るべきである。また、実務者レベルで情報共有を図るスタッフ会議を設置し、実務面での課題や解決策について議論ができる場が必要。

② NPO・企業・行政が参画する会議に加え、各組織内での連絡会議も重要である。NPOにおいては中間支援NPOが、企業においては経済団体が、情報共有のための連絡会議を設置し、各NPOまたは各企業の相談窓口として機能することが必要。

<提言を具現化する取り組みの例>

(NPO)

- ・ (主に中間支援NPO)関係NPOへの定期的な情報発信(連絡会議開催/メールマガジン配信)

(企業・経済団体)

- ・ (主に経済団体)所属企業への定期的な情報発信(連絡会議開催/メールマガジン配信)

(行政)

- ・ 既存会議・交流サロン等の機能向上
- ・ 3者(NPO/行政/企業)の実務者レベルの会合設置

<事例紹介>

「ふくおか協働フォーラム」「ふくおか協働キャラバン」
(福岡県:平成23年度)

NPO・ボランティアと企業がお互いに出会い、協働のきっかけを生み出す場として、福岡県が中間支援NPOと協働で実施

- ふくおか協働フォーラム
北九州、福岡の2か所で開催
- ふくおか協働キャラバン
大野城、飯塚、中間、久留米の4か所で開催



Fukuoka Association of Corporate Executives

提言6 息の長い交流・連携を

- ③ 本年4月から政令指定都市でのNPO認証業務が開始される。このため、福岡県、福岡市、北九州市は、情報共有、役割分担の明確化、施設の効果的な整備・運用などを行う。また、社会貢献活動の進捗に地域間格差が生じないよう、県内全域への水平展開を推進。
- ④ NPOと企業の連携を持続可能なものとするために、市民・企業への定期的な意識調査を継続的に実施。

<提言を具現化する取り組みの例>

(NPO)

- ・ 行政実施の実態調査への積極的協力

(企業・経済団体)

- ・ 行政実施の実態調査への積極的協力
- ・ 所属企業に対するアンケート調査実施と結果の周知

(行政)

- ・ 県内の主要都市へのNPO活動交流拠点の整備
- ・ 県・市によるNPO業務担当者の共同研修
- ・ 市民・企業対象の意識調査実施と結果の周知

<事例紹介>

①神奈川県のボランティア活動支援施設

NPO等の活動を支援する施設として、県内各所に公設の活動支援施設を設置(県内43カ所)

※ かながわ県民活動サポートセンター

- ・ 横浜駅西口徒歩5分の好立地
- ・ 年中無休(土日も県職員がシフト勤務で常駐)
- ・ 利用者数1日平均1,000人超

②福岡市のNPO・ボランティア交流センター(あすみん)

- ・ 天神駅徒歩4分の場所に立地(中央区大名)
- ・ セミナールームの利用率は97%(H22年度実績)



Fukuoka Association of Corporate Executives

提言7 企業は身の丈に合った社会貢献活動を

- ① 企業の社会貢献に対する考え方は多種多様であり、業種・規模・風土により違うものである。企業は、置かれている立場に応じて、無理をすることなく、社会貢献活動について考える。
- ② 企業は、自身の社会貢献活動に対する考え方を明確にし、NPO・行政も企業側の事情を理解。
- ③ 経済団体は、NPO・行政との情報共有を第一とし、セミナー、講演会の開催による所属企業への啓発活動の実施や、交流会、サロンへの会員周知と積極的参加の呼びかけ等を行う。
- ④ 企業がNPOとの連携に必要性を認めた場合は、対等な立場からNPOとの連携実績を重ね、将来的には企業側からNPOとの事業を提案できる連携づくりを目指すことが望ましい。

<提言を具現化する取り組みの例>

(NPO)

- ・ 判りやすい情報開示と結果の報告

(企業・経済団体)

- ・ 身の丈に合った、社会貢献活動・CSR指針の明示
- ・ 所属企業への交流機会の積極的な周知
- ・ 企業側からの提案による連携事業の実施

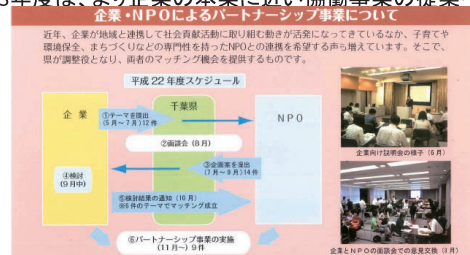
(行政)

- ・ 企業・NPOによる協働のしくみづくり

<事例紹介>

「企業・NPOによるパートナーシップ事業」(千葉県) H22年度～

- 企業側から協働事業のテーマを提案し、NPO側からの企画案に基づきマッチング検討
- H23年度は、より企業の本業に近い協働事業の提案へ移行



Fukuoka Association of Corporate Executives

提言8 全員参加型の社会貢献活動へ

- ① NPOには、経理、広報、営業などの業務をこなす人材・ノウハウが不足。プロボノなどのツールを活用し、NPOの能力向上をサポート。
 なお、シニア世代の活用も有効。責任を持たせる意味合いから、一定の対価を伴う支援の提供も検討。また、NPO自身も、自らの向上させたいメニューを整理し、行政や企業に対する条件提示が必要。

<プロボノ>

社会人が職業上持っている知識・スキルや経験を活かして社会貢献するボランティア活動

<提言を具現化する取り組みの例>

(NPO)

- ・ シニア世代向けのNPO・ボランティア活動の広報活動

(企業・経済団体)

- ・ 社員、構成員等へのプロボノの周知

(行政)

- ・ 利用しやすいプロボノに向けた政策
- ・ 高齢者活用・生涯学習の施策と連携したシニア世代の活用

<事例紹介>

「かながわプロボノプロジェクト」(神奈川県) H22年度

- 個々のスキルを生かし、NPOの支援を実施したい社会人を募集し、NPO支援のためのプロジェクトを実施

<事例紹介>

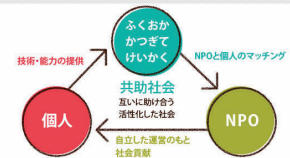
「ふくおかかつぎてけいかく」(福岡県) H23年度～

- 仕事や培った専門能力をNPOにつなぐ仕組み、NPO基盤強化のための支援事業を中間支援NPO「ふくおかNPOセンター」と協働で実施



ふくおか
かつぎま
けいかく

おどろおどろおどろおどろ



Fukuoka Association of Corporate Executives

提言8 全員参加型の社会貢献活動へ

- ② NPO・ボランティア活動の経験を持たない市民は数多い。彼らにボランティアの魅力を手軽に知ってもらえるようインターンシップ(体験)プログラムを積極的に導入し、社会貢献活動の新しい担い手を常に開拓していく努力が必要。
- ③ 市民参加型社会貢献活動の持続発展には、若い世代への啓発活動が必要不可欠である。小中学生を対象に、多数のボランティアにより支えられている県内イベント等への見学・体験を行い、ボランティア活動の大切さや社会貢献活動に対する意識醸成を促してはどうか。

<提言を具現化する取り組みの例>

(NPO)

- ・ 見学、体験ボランティア等の積極的受け入れ
- ・ ボランティア・インターンシップの実施拡大

(企業・経済団体)

- ・ NPO・ボランティア情報の社内発信
- ・ ボランティア支援休暇制度の拡充
- ・ ボランティア活動に対する社内表彰の実施

(行政)

- ・ ボランティア・インターンシップの支援
- ・ 小中学生を対象とした、ボランティア見学・体験実施

<事例紹介>

「ボランティア・インターンシップ」制度(福岡市)

- 若者から高齢者まで幅広い世代の市民にNPO・ボランティア活動への参加のきっかけを提供
- 平成22年度は51団体から56の体験プログラムを用意(参加人数:延べ290名)

<事例紹介>

「飯塚国際車いすテニス大会」

- 毎年約2,000人の市民ボランティアのサポートにより運営されている国際大会
- 平成24年度には、福岡県による本格的センターコート増設
- 小中学生の見学によるボランティア活動への意識向上



Fukuoka Association of Corporate Executives

おわりに ～提言の具現化に向けて～

提言実現のためには、NPO、企業・経済団体、行政それぞれが、期待される役割を十分認識し、実行することが求められる。福岡経済同友会は、経済団体として、次の3点に重点を置いて行動し、福岡における「新しい公共」の実現に向け、積極的に取り組んでいきたい。

- NPOと企業との連携強化
- 中間支援NPO、事業型NPOの育成・支援
- 会員企業、他経済団体への積極的な周知活動

參考資料

東日本大震災での義援金

阪神・淡路大震災と東日本大震災の義援金額の比較（震災後6ヶ月経過時点）

	発災日	6ヶ月後(阪神・淡路:H7.7.28 東日本:H23.9.30)		
		義援金の受入状況	被災者への配分状況	割合
阪神・淡路大震災	平成7年1月17日	1,684億9,200万円	588億2,706万円	34.91%
東日本大震災	平成23年3月11日	3,280億9,581万円	2,273億円	69.28%

※阪神・淡路大震災の義援金は、兵庫県、日本赤十字社、中央共同募金会、兵庫県及び大阪府内の自治体に寄せられたもの
 ※東日本大震災の義援金は、日本赤十字社、中央共同募金会、NHK及びNHK厚生文化事業団に寄せられたもの

直近の義援金配付状況

平成24年3月9日現在

募金総額	配分			
	都道府県への送金額	市町村への送金額	被災者への配付額	配付件数
3,496億円	3,492億円	3,395億円	2,977億円	1,175,342

Fukuoka Association of Corporate Executives

東日本大震災に関する義援金の配付状況

- ① 義援金配分割合決定委員会(厚生労働省が設置)が配分対象・割合を決定
- ② ①の結果を受け、義援金受付団体(日本赤十字社等)が各被災都道府県に送金
- ③ 各県の義援金配分委員会で被災者への配付基準を決定

第1次配分ルール(平成23年4月8日決定)

1,145億円(都道府県への送金額;3/9現在)

- ・ 死亡・行方不明者 35万円
- ・ 住宅全壊・全焼 35万円
- ・ 住宅半焼・半壊 18万円
- ・ 原発関係避難世帯 35万円

第2次配分ルール(平成23年6月6日決定)

2,346億円(都道府県への送金額;3/9現在)

- ・ 被害が判明していない部分を考慮し、一定額を留保して残る義援金を送金
- ・ 被災の程度に応じて被災都道府県に配分、指標は第1次配分と同じ
(指標は、死亡・行方不明者、全壊・全焼世帯、原発関係避難世帯を「1」、半壊・半焼世帯を「0.5」)
- ・ 被災都道府県の配分委員会は、地域の実情に合わせて配分対象・配分額を決定
(公平担保の観点から、「義援金配分割合決定委員会」の決定内容を参酌するが、これに拘束されない)

- ・ これまで計3回の委員会を経て、配分ルールはほぼ固定(今後集まる義援金も含めて)
- ・ 配分基準や配分実績はインターネットで公表しており、誰でも情報入手は可能
→ただし、寄付した者へ義援金受付団体等から直接発信する手法は取られていない(作業煩雑)

Fukuoka Association of Corporate Executives

東日本大震災を契機に義援金に対する風説・誤解が流布

- ・ 誤解を招く報道やインターネット等での根拠のない情報発信などにより、義援金に対する風説が広く流布、データはないが、相当数の市民が誤解している可能性（例：義援金は全額被災地には届かず、募金団体が手数料を差し引いている など）
- ・ 募金団体を騙る募金募集の存在が風説を助長した可能性も

**日本赤十字社は
義援金を100%被災地にお届けしています。**

手数料などは、一切いたっておりません。
被災地の自治体に、順次、速やかに送金しています。



※日本赤十字社の調査より

義援金が全額送金されていることを
(日本赤十字社の手数料等には一切使われていないことを)

知っている 35% 知らない 65%



全額送金を「知らない」と回答した人うち、
義援金に協力した 約30%
義援金に協力していない 約70%

日本赤十字社作成のポスター

Fukuoka Association of Corporate Executives

東日本大震災におけるふるさと納税

義援金としての性格を持ったふるさと納税(ふるさと寄付金制度)

- ・ 震災以降、ふるさと納税を利用して被災地への支援を行う市民が急増
- ・ 「ふるさと納税」の価値が改めて見直された

	H20年度 (H20.5.1～)		H21年度		H22年度		H23年度 (H24.1.31まで)	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
岩手県	-	-	13	551,500	173	14,388,367	5,655	415,750,751
宮城県	-	-	-	-	370	35,264,250	2,619	149,634,212
福島県	47	1,547,800	66	2,163,860	203	11,159,817	3,869	257,255,555
茨城県	-	-	42	2,426,219	137	25,003,206	305	125,104,198
福岡県	10	208,000	19	1,150,600	11	527,000	8	333,900

出典：ふるさと納税情報センター、宮城県より

※宮城県はH23.12.31までの状況

◎ ふるさと納税(ふるさと寄付金制度)

- ・ 「地方税法等の一部を改正する法律」により、都道府県・市町村に対する寄付金について、個人住民税の寄付金税制が大幅に拡充
- ・ 寄付金のち、2,000円を超える部分について、個人住民税所得のおおむね1割を上限として、所得税とあわせて全額が控除される制度

Fukuoka Association of Corporate Executives

寄付金に関する国際比較

寄付金規模の国際比較(日・米・英)

	合計	個人・法人の寄付割合比較	
		個人	法人
日本	1兆341億円	4,874億円(47.1%)	5,467億円(52.9%)
アメリカ	2,908.9億ドル	2,756億ドル(94.7%)	152.9億ドル(5.3%)
イギリス	145億ポンド	140億ポンド(96.6%)	5億ポンド(3.4%)

出典:寄付白書2011

寄付金優遇対象団体の国際比較(日・米・英)

	日本	アメリカ	イギリス
対象団体数	21,295	1,280,739	179,435

出典:寄付白書2011

- ・ 日本では法人寄付が個人寄付に匹敵する規模なのに対し、米英は個人寄付が中心
- ・ 日本は(寄付した者が)寄付金に対する優遇を受けられる団体が少ない
- ・ 日本と欧米との違いは文化の違いからくるものか
 欧米:キリスト教の影響、慈善活動が社会福祉の一翼
 日本:福祉は政府が担うという意識が強い

Fukuoka Association of Corporate Executives

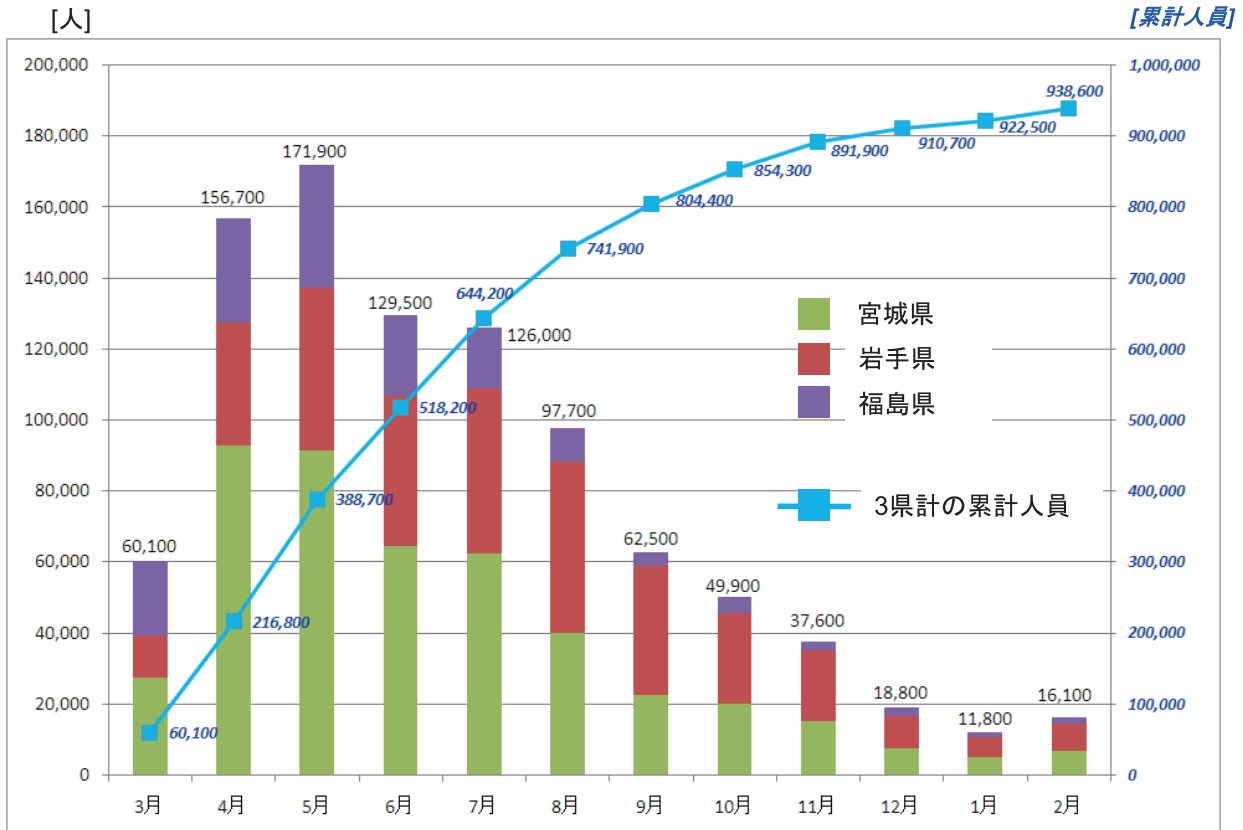
寄付金制度の国際比較

国名	寄付金の種類(対象)	個人寄付の場合	法人寄付の場合
日本 (2010年)	国・地方公共団体	寄付金額-2,000円を所得控除	全額損金算入
	指定寄附金対象団体		所得金額の1.25%+資本金の0.125%の2倍を限度に損金算入
	特定公益増進法人		
	認定NPO法人		
	NPO法人(法人寄付のみ優遇対象)	控除なし	所得金額の1.25%+資本金の0.125%を限度に損金算入
アメリカ (2010年)	パブリック・チャリティ	寄付金額を所得控除 (課税所得の50%(評価性資産の寄付は30%)を限度として所得控除)	課税所得の10%を限度として損金算入
	プライベート・ファウンデーション	寄付金額を所得控除 (課税所得の50%(事業型のPF)または30%(助成型のPF)を限度として所得控除)	
イギリス (2009年)	チャリティ委員会に認定された登録チャリティのうち、貧困防止・救済、教育振興、宗教の普及などを目的とする団体	寄付金額を所得控除(ギフト・エイドを除く)	全額損金算入
ドイツ (2005年)	公益、慈善、教会支援、学術的及び奨励に該当する団体のうち、税務署に認定された団体	寄付金額を所得控除 (①課税所得の20%あるいは②売上高と支払給与の合計額の0.4%のいずれか大きい金額を限度)	個人の場合と同じ
フランス (2006年)	不特定多数の者に対する公益、慈善、教育、科学、社会福祉、人道などの活動を行う団体で、税務署に認定された団体	寄付金額の66%を税額免除 (課税所得の20%を限度)	寄付金額の60%を限度として税額控除(ただし、上限は年間売上額の0.5%)

出典:寄付白書2011

Fukuoka Association of Corporate Executives

東日本大震災におけるボランティア活動者数の推移



全国社会福祉協議会ホームページに基づき作成

Fukuoka Association of Corporate Executives

別紙

(NPO・ボランティアと企業との連携事例)

NPO・ボランティアと企業との連携事例

NPO・ボランティアと企業との連携について、福岡県内における主な取組事例を以下に掲げた。
(福岡県「ふくおか共助社会づくり表彰」及び各団体のホームページ等をもとに作成)

活動名	ホームレス自立支援活動
団体名	特定非営利活動法人北九州ホームレス支援機構 株式会社サンキュードラッグ
活動概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 両者は平成18年から協働開始。 ・ 北九州市内を中心に店舗展開しているサンキュードラッグの店舗(約50店舗)にパンフレットと募金箱を設置し、北九州ホームレス支援機構の活動に関する情報発信やボランティアへの参加、寄付の呼びかけなどを実施。 ・ サンキュードラッグは、集まった募金と同額を団体に寄付しているほか、医薬品やカイロ、蚊取線香などを原価で提供するなど、資金だけではなく物的な支援も実施。 <p style="text-align: right; color: red;">(平成20年度 ふくおか社会貢献活動表彰(NPO・ボランティア団体と企業との協働部門) 受賞)</p>

活動名	障がい児のための車いす用雨カバーの開発事業
団体名	特定非営利活動法人クックルーステップ トヨタハートフルプラザ福岡(トヨタ自動車株式会社)
活動概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障がい児とその家族の日常生活を支援してきたNPO法人クックルーステップからの提案で、福祉車両の展示を行うトヨタハートフルプラザ福岡との協働により、雨天時の車いす用の雨カバー(商品名:「ヌレント」(博多弁にちなんだネーミング))を開発。全国のトヨタハートフルプラザのお店で販売を開始。 <p style="text-align: right; color: red;">(平成21年度 ふくおかを元気にする共助社会づくり活動表彰 協働部門賞 受賞)</p>

活動名	ハーブガーデンづくりを通じた個性ある人材の育成
団体名	特定非営利活動法人グラウンドワーク福岡 パナソニックシステムネットワークス株式会社
活動概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 福岡視覚特別支援学校の生徒たちと校内にハーブガーデンづくりを行うことで、アロマセラピー等のハーブを活用した技術の習得による個性ある人材育成を目指し、生徒たちの将来の職域を広げる取り組みを実施。 ・ グラウンドワーク福岡は、資材発注や学校との調整など運営全般を担い、パナソニックシステムネットワークスが資金提供や社員ボランティアの参加により整備を推進。 ・ パナソニックシステムネットワークスは、協働を進める上での役割分担や担当者が変わっても継続的に協働に取り組めるためのしくみとして、「協働アクションプラン確認書」を考案。これにより、両者が明確な役割分担に基づいた活動を実現。 <p style="text-align: right; color: red;">(平成22年度 ふくおか共助社会づくり表彰 協働部門賞 受賞)</p>

活動名	パッチワークの森づくり
団体名	山村塾 KDDI株式会社九州総支社
活動概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 八女市黒木町内の共有林において、1区画(15㎡)単位で森林の里親となり、荒廃したスギ・ヒノキ林を整備する事業。スギ・ヒノキ林の間伐や広葉樹の植樹、下草刈りなどの維持管理活動を通して、多様な生態系の森づくりに取り組む。 ・ 山村塾が森林整備に関する技術と経験を活かし、事業の企画・運営を行い、KDDI株式会社が資金提供・社員ボランティアの参加を行うことで、675㎡の荒廃林伐採、139本の植林及び1,575㎡の下草刈りを実現。 <p style="text-align: right;">(平成22年度 ふくおか共助社会づくり表彰 協働部門賞 受賞)</p>

活動名	クリーン福岡キャンペーン
団体名	特定非営利活動法人グラウンドワーク福岡 住商情報システム株式会社九州支社
活動概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 清掃活動を通して、地域への愛着を深めるとともに、豊かな自然環境の保持を目指す。 ・ 住商情報システムは当初は清掃活動だけに参加していたが、平成22年度より、実行委員会の一員となって企画段階から事業に参画。水郷・柳川で、留学生や地元ボランティアとともに、カヌーやどんこ舟に乗って掘割の清掃活動を実施。

活動名	視覚障害者のための理数系図書電子化サービス事業
団体名	特定非営利活動法人サイエンス・アクセシビリティ・ネット NECフィールディング株式会社
活動概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 視覚障害者の社会進出を支援するため、理数系図書の電子化を推進する事業。点字図書の充実や音声読み上げの活用など、視覚障害者の知識向上に貢献。 ・ 英語や数式を含む文章をNPOが開発したOCRソフトウェアで認識し、その認識修正作業にNECフィールディングの社員がボランティアとして参加。

活動名	竹林整備から作りだす竹粉、竹粉炭で環境を守る
団体名	NPO法人北九環浄研 油機エンジニアリング株式会社
活動概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 竹林整備によって伐採された竹を、堆肥づくりや水質浄化のために利用することで、環境保全に生かす取り組み。 ・ 企業が、粉塵化した竹をNPOに提供し、NPOは提供された竹粉と炭化させた竹を混ぜて発酵促進剤を生成し、これを利用した堆肥づくりを、企業が重機を使って支援。 ・ 作られた良質な堆肥は、地域住民に配布したほか、水質浄化作用を持つ「炭鉄団子」として活用しており、企業が進める環境活動の効率化に貢献している。 <p style="text-align: right;">(平成23年度 ふくおか共助社会づくり表彰 共助社会づくり奨励賞 受賞)</p>

活動名	ガス調理器具を用いた「お手軽環境保全」普及事業
団体名	特定非営利活動法人エコけん 西部ガス株式会社
活動概要	<ul style="list-style-type: none"> 炊飯方法の工夫・見直しによるCO₂の削減効果について、実証データに基づく分析を行い、日常生活の中から取り組める環境保全活動を地域に広める取り組み。 NPOは、「炊飯」に関するエネルギー消費等の比較実験などを行い、企業は研究施設を無償貸与することで協力。 その実証データをもとに、「エコエコクッキング教室」を協働で実施。企業は資金・技術的支援を行い、NPOは運営を担当。 <p style="text-align: right;">(平成23年度 ふくおか共助社会づくり表彰 協働部門賞 受賞)</p>
活動名	博多駅周辺のまちづくり
団体名	九州旅客鉄道株式会社
活動概要	<ul style="list-style-type: none"> 博多駅周辺の企業、団体や自治協議会、学識経験者及び福岡市などで構成される「博多まちづくり推進協議会」に参画し、その活動を通じて、「住む人」「働く人」「訪れる人」が主役のまちづくりを進め、博多のまちの魅力をより広く、多くの人に知ってもらう取り組みを実施。 協議会の運営事務局を担当し、ボランティアによる観光案内などの回遊性支援活動やほか駅前通り沿道の植栽管理事業及び清掃・美化活動といった環境向上活動など、NPO法人や地域と連携した取り組みを継続的に実施している。
活動名	九州ふるさとの森づくり
団体名	九州電力株式会社
活動概要	<ul style="list-style-type: none"> 創立50周年記念事業として、平成13年度から「年間10万本、10年間で100万本」の植樹を目標に、自治体、有識者、地元NPO法人等とともに「九州ふるさとの森づくり」を九州各地で実施。(結果、10年間で約110万本の植樹を実施) 生物多様性を考慮し、九州本来の樹種(シイ・タブ・カシ類)を中心としたその土地本来の樹種による森づくりを行うとともに、より早く森が形成されるよう、密植・混植による植樹を実施。 <p style="text-align: right;">(上記のうち、「古賀市10万本ふるさとの森づくり活動」については、平成23年度 ふくおか共助社会づくり表彰 協働部門賞 受賞)</p>
活動名	幸せの黄色いレシートキャンペーン
団体名	イオン株式会社
活動概要	<ul style="list-style-type: none"> 毎月11日の「イオン・デー」に黄色いレシートを発行。買い物客がこの黄色いレシートを店内の専用ボックス(登録のあった地域のボランティア団体ごとに仕切られている)に投函することにより、イオン株式会社が、レシート金額の1%分を当該ボランティア団体の希望する品物として寄贈。

活動名	TOTO水環境基金による地域共生活動
団体名	TOTO株式会社
活動概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域で暮らす人たちが共に水と暮らしの多様な関係を学び、これからの水と暮らしの望ましい関係を考え、それぞれの地域の特徴を活かした、新しい仕組みや事業を創り出す契機となることを期待して平成17年度にTOTO水環境基金を設立。 ・ 水環境の再生・保全活動に取り組むNPO等に対する助成を行っている。大切な水資源の有効活用という自社の理念と合致する団体を選考するため、選考委員は社員のみで構成され、選考の過程で応募団体へのヒアリングや活動現場の視察を行う場合もある。 <p>(平成21年度 ふくおかを元気にする共助社会づくり活動表彰 地域貢献活動部門賞 受賞)</p>

活動名	自然豊かな水辺環境づくり活動
団体名	株式会社タカミヤ
活動概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ タカミヤ・マリバー環境保護財団を通じて、環境保全や水生生物保護など水辺環境保全活動を行っている団体に対して助成。 ・ また、社員も市民団体と一緒に水辺の美化活動を行うなど、「人と自然とコミュニケーション」の理念のもと、長きにわたり地域社会貢献活動を実践。 <p>(平成21年度 ふくおかを元気にする共助社会づくり活動表彰 地域貢献活動部門賞 受賞)</p>

活動名	ボランティアが支える飯塚国際車いすテニス大会の開催
団体名	特定非営利活動法人九州車いすテニス協会
活動概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 昭和60年の第1回開催以来、飯塚の地で継続開催されている大会で、準備から運営まで地域を挙げて行い、毎年約2,000人の市民ボランティアのサポートにより運営されている国際大会。 ・ 大会運営資金の多くは、企業からの協賛金、地域からの寄付金等で賄われており、地域挙げての大会運営は「イイツカ方式」と呼ばれ、他に例のない世界大会。 <p>(平成23年度 ふくおか共助社会づくり表彰 地域貢献活動部門賞 受賞)</p>

活動名	NPOを支援する「中間支援NPO」
団体名	特定非営利活動法人ふくおかNPOセンター
活動概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ NPOを支援するNPO、いわゆる「中間支援NPO」として平成14年に設立。 ・ 「ひろげあう」「そだちあう」「ふかめあう」「つなぎあう」の4つの柱をミッションに活動しており、NPO向け情報発信、企業のNPO支援や協働に関するプログラム支援、個別相談、各種専門研修、対話・交流・資源の仲介など幅広い分野で活躍。 ・ 現在は「ふくおかつぎてけいかく」事業を福岡県との協働事業により実施。このほか、「ふくおか協働キャラバン」「ふくおか協働フォーラム」などの事業を県と協働で実施。

社会貢献委員会名簿（平成24年3月31日現在）

（敬称略）

委員長	末吉紀雄	コカ・コーラウエスト(株)	代表取締役会長
副委員長	井手口修一	西日本電信電話(株)福岡支店	九州事業本部長福岡支店長
副委員長	唐池恒二	九州旅客鉄道(株)	代表取締役社長
委員	安部高子	(株)ケイ・ビー・エス	代表取締役社長
委員	伊藤清隆	リーフラス(株)	代表取締役社長
委員	押部隆利	TOTO(株)	執行役員九州支社長
委員	小山田浩定	総合メディカル(株)	代表取締役会長
委員	川邊康晴	川邊事務所	会長
委員	喜多岡陽子	(株)新陽	代表取締役
委員	小嶋寿見子	(株)セルブ	取締役会長
委員	城石幸治	九州旅客鉄道(株)	常務取締役
委員	槌谷忠貢	(株)西日本新聞社	常務取締役
委員	津曲幸二郎	(株)M・D・コーポレーション	相談役
委員	豊川裕子	(株)豊川設計事務所	代表取締役
委員	長田吉栄	日本アイ・ビー・エム(株)	西日本・西部地区部長
委員	橋本 洸	福岡商工会議所	専務理事
委員	馬場貞仁	トヨタ自動車九州(株)	専務取締役
委員	福地和彦	三井物産(株)	執行役員九州支社長
委員	堀 浩一	パナソニック(株)九州支店	支店長
委員	堀内重夫	(株)堀内電気	代表取締役
委員	前田恵理	(株)ニッソー	代表取締役
委員	牧之内繁男	ローム・アポロ(株)	名誉会長
委員	正岡民次	(株)健康一家	代表取締役社長
委員	森下良吉	福岡ソフトバンクホークスマーケティング(株)	顧問
委員	森本 廣	(財)九州経済調査協会	理事長
委員	矢頭美世子	(株)やずや	代表取締役会長
委員	渡口 潔	福岡北九州高速道路公社	理事長
事務局	高木直人	福岡経済同友会	事務局長
事務局	谷口雅博	福岡経済同友会	事務局次長
事務局	矢古島竜太	福岡経済同友会	調査役

提言
「新しい公共」の実現に向けて
～NPO と企業の連携～

発行 平成24年3月

発行者 福岡経済同友会

〒810-0004 福岡市中央区渡辺通2-1-82

電気ビル共創館5F

電話 092(721)4901

